

不用品の回収・処分 高額な費用を請求する業者に注意！

【事例1】引っ越しをするので不用品を回収してもらおうと、郵便受けに入っていたチラシを見て、回収業者に依頼した。家電製品と家具の処分の見積もりを取ったところ、テレビとレコーダーは無料で引き取るが、残りは1㎡当たり約5万円の廃棄料で合計50万円と言われた。交渉して40万円に値引きしてもらったが、あまりにも高額なので一部でもよいから返金してもらいたい。

【事例2】インターネットで見つけた不用品回収業者に電話をして、ベッド・タンスなど、粗大ごみにかかる処理費用の見積もり依頼をした。自宅に業者を呼んだところ、その場で見積額9万5千円を提示された。高いと思ったが、自宅に来てもらったので、その場で全額を支払い、翌日回収してもらった。しかし後から考えると、ごみ処理費用にしては高すぎるのではないだろうか。返金を求めることはできないか。

松伏町内で、一般家庭から出る粗大ごみや不用品の収集・運搬を自ら業として行うには、町の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。無許可営業の場合は、罰則があります。「正規登録業者」等と表示していても、実際は産業廃棄物処理業の許可しか持っていない場合もあるので、町に確認してください。また、家電リサイクル法で定められている5品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については、販売店等に料金を支払って引き取ってもらうことが義務付けられています。

また、町では収集できない物もありますので、松伏町ごみ収集カレンダー等で確認し、適正な処理に心掛けてください。

突然の電話での勧誘、広告・チラシに書かれている料金以外に高額な費用を請求されたなど、不安や疑問に思うことがあったら、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

人権それは愛

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873 / 企画財政課 ☎ 991-1815

災害時にも人権の視点を

近年、防災意識はますます高まり、地域でもさまざまな取り組みがなされています。災害といっても、地震や台風などさまざまですが、こうした災害時には、地域の人たちとの助け合いや、お互いへの思いやりが重要となってきます。

災害時の支援活動で最も優先されることは、命を守るための救助や応急手当をすることであり、同時に食料、健康、衛生、避難場所の確保や精神的なケアが必要となります。

しかし、災害発生時にはその緊急性から、社会的に弱い立場に置かれた人への支援が遅れることがあります。災害に見舞われた人たちは「被災者」とひとくりにされがちですが、その中には女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、けがや病気の人など、さまざまな人たちが含まれます。

そのため、災害時には社会的に弱い立場の人たちの人権を守るための配慮も必要です。例えば、避難所では着替えや授乳のための女性専用の場所や子どもの居場所の確保、施設の表示をわかりやすい言葉や絵で表すことなどが挙げられます。

災害の状況によって必要とされる支援は異なります。日ごろからどのような配慮が必要となるのかを考えるとともに、その生活に心を寄せ続けるなど人権意識を高めることも「災害への備え」といえるのではないのでしょうか。

広告

